

寒川町一般職の職員の通勤手当に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(届出) 第3条 職員は、新たに条例第9条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、速やかに通勤届（別記様式）を町長に提出しなければならない。これらの職員が住居、通勤経路<u>若しくは通勤方法</u>を変更し _____、又は通勤のため負担する運賃等の額 _____に変更があつた場合も同様とする。 (確認及び決定) 第4条 町長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。） _____の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第9条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。 (運賃等相当額の算出基準) 第5条 条例第9条第3項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等通用期間が支給単位期間（<u>条例第9条第6項</u>に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価格 (2) (略) (併用者の区分及び支給額)	(届出) 第3条 職員は、新たに条例第9条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、速やかに通勤届（別記様式）を町長に提出しなければならない。これらの職員が住居、通勤経路、<u>通勤方法若しくは条例第9条第4項に規定する駐車場等</u>（以下「駐車場等」という。） <u>を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金</u>に変更があつた場合も同様とする。 (確認及び決定) 第4条 町長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。） <u>や駐車場等の料金を証明する書類</u>の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第9条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。 (運賃等相当額の算出基準) 第5条 条例第9条第3項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等通用期間が支給単位期間（<u>条例第9条第7項</u>に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価格 (2) (略) (併用者の区分及び支給額)

第7条 条例第9条第3項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第3項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 条例第9条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつてはその合計額。次号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が同条第3項第2号に定める額 _____

_____以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号 _____に定める額

(3) 条例第9条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額が同条第3項第2号に定める額 _____

_____未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同項第2号 _____に定める額

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

第7条 条例第9条第3項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第3項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 条例第9条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつてはその合計額。次号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が同条第3項第2号に定める額 （駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同条第3項第1号に定める額

(3) 条例第9条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額が同条第3項第2号に定める額 （駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額）未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同条第3項第2号に定める額

（駐車場等の要件）

第8条 条例第9条第4項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして町長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) その利用について職員の配偶者若しくは条例第7条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施

		<u>設でないこと。</u>
(加える)	2	<u>前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適當であると町長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に定める要件とする。</u>
(加える)		<u>(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)</u>
(加える)	第9条	<u>条例第9条第4項の規則で定める職員は、第7条第2号に掲げる職員とする。</u>
(加える)		<u>(駐車場等に係る通勤手当の額)</u>
(加える)	第10条	<u>条例第9条第4項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円)とする。</u>
(加える)	(1)	<u>1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</u>
(加える)	ア	<u>月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額</u>
(加える)	イ	<u>駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)</u>
(加える)	ウ	<u>ア及びイに掲げる場合以外の場合 町長が定める額</u>
(加える)	(2)	<u>2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額</u>
(支給日等)		(支給日等)
第8条 (略)	第11条	(略)
2 (略)	2	(略)
(支給の始期及び終期)		(支給の始期及び終期)

<u>第9条</u> (略) 2 (略) (返納の事由及び額等) <u>第10条</u> 条例<u>第9条第5項</u>の規則で定める事由は、通勤手当(1か月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 (1)～(4) (略) 2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例<u>第9条第5項</u>の規則で定める額は、前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する<u>すべて</u>の交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、町長の定める月の末日にしたものとして得られる額 (支給単位期間) <u>第11条</u> 条例<u>第9条第6項</u>に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1)・(2) (略) 2 (略) <u>第12条</u> 支給単位期間は、<u>第9条第1項</u>の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。 2・3 (略) (支給できない場合) <u>第13条</u> (略) (事後の確認) <u>第14条</u> (略) (雑則) <u>第15条</u> (略)	<u>第12条</u> (略) 2 (略) (返納の事由及び額等) <u>第13条</u> 条例<u>第9条第6項</u>の規則で定める事由は、通勤手当(1か月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 (1)～(4) (略) 2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例<u>第9条第6項</u>の規則で定める額は、前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する<u>全て</u>の交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、町長の定める月の末日にしたものとして得られる額 (支給単位期間) <u>第14条</u> 条例<u>第9条第7項</u>に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1)・(2) (略) 2 (略) <u>第15条</u> 支給単位期間は、<u>第12条第1項</u>の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。 2・3 (略) (支給できない場合) <u>第16条</u> (略) (事後の確認) <u>第17条</u> (略) (雑則) <u>第18条</u> (略)
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

2 この規則の施行の日前から駐車場等(寒川町一般職の職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例（令和8年寒川町条例第1号）による改正後の寒川町一般職の職員の給与に関する条例第9条第4項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の寒川町一般職の職員の通勤手当に関する規則第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。